

## 平成27年度決算審査措置要求決議

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 各府省等が保有する研修施設の有効活用について

各府省等が保有する研修施設を会計検査院が検査したところ、その宿泊施設については、稼働率が1%となっていた裁判所職員総合研修所高松分室をはじめ、90施設のうち58施設で稼働率が50%を下回っていたこと、また、政府における研修の総合的企画及び調整を行う内閣人事局が各施設の情報を共有できるよう調整していなかったことなどが明らかとなった。

政府及び最高裁判所は、研修の効果的、効率的な実施及び国有財産の有効活用の観点から、保有する研修施設の使用状況を適切に把握し、施設の利活用に一層取り組むとともに、稼働率が著しく低い施設については、その在り方を速やかに検討すべきである。

### 2 国家戦略特区制度の運用等について

政府は、国家戦略特別区域法に基づき、これまで10の国家戦略特区を指定し、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、規制改革等の施策を実施している。特区における事業の具現化に当たっては、特区ごとに設置された区域会議において決定し、内閣総理大臣を議長とする諮問会議を経て認定されているが、内閣主導で規制を緩和するため、事業主体の選定理由や経緯等については、透明性・公正性が確保されなければ、内閣に対する国民の疑念を生じるおそれがある。

政府は、国家戦略特区制度で具現化した事業において、透明性・公正性に係る検証を行うとともに、今後認定される事業についても、常時点検し、特区制度に対する国民の信頼向上に一層努めるべきである。

3 規制改革推進会議による各府省等設置の審議会等における検討状況の把握について  
政府は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する調査を行う規制改革推進会議を内閣府に設置している。同会議は、各府省等における規制について、各般にわたる意見を述べているが、各府省等に設置された審議会等での提言や議論を十分に把握した上で検討、提言する運営になっていないとの懸念もある。

政府は、規制改革推進会議を運営するに当たり、各府省等の審議会等で関連する議論が行われている場合には、これを十分に把握して審議すべきである。

4 政府共通プラットフォームへの政府情報システムの不十分な移行状況について  
総務省は、各府省の情報システムを集約し、経費削減や情報セキュリティの強化を図るための基盤として、政府共通プラットフォームを整備している。会計検査院が検査したところ、政府共通プラットフォームへの移行対象システム数が移行対象外のシステム数を大きく下回ること、ソフトウェア等を動作させるのに必要なCPUの平均使用率が10%未満となっているシステムの割合が80.7%に上ることなどが明らかとなった。

政府は、政府共通プラットフォームについて、現状を分析し、その原因を明らかにして必要な対応を行い、運用経費の削減を図るべきである。

5 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金の有効活用について  
金融庁は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(早健法)に基づき、平成10年10月から14年3月まで預金保険機構及び株式会社整理回収機構を通じて8兆6,053億円の資本増強措置を実施した。預金保険機構の早健法業務に係る経理を整理している金融機能早期健全化勘定は、早健法業務の終了により廃止されることとされているが、会計検査院は、27年度末における同勘定の利益剰余金1兆5,991億円のうち、1兆964億円は余裕資金であり、有効活用を図る必要があると指摘している。

政府は、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、今後見込まれる必要な資金を把握し、残りの資金については適時の国庫納付や預金保険機構の財務の健全性確保のために活用することなどを早急に検討すべきである。

## 6 復興関連基金及び復興交付金事業における余剰金等の有効活用について

集中復興期間における復旧・復興予算現額33.4兆円の平成27年度末時点の執行率は5か年度全体で82%、27年度予算では63%となっている。会計検査院が検査したところ、国から財政支援を受けて地方公共団体等が実施する復興関連基金事業については、27年度末までに基金団体が保有したまま取崩しが行われていない国庫補助金等相当額が1.3兆円であった。また、復興交付金事業における基金型事業の取崩未済額が1兆円となっており、基幹事業と一体となつて行われる効果促進事業について、一括配分された交付額のうち206億円の事業内容が3年以上未定であることも判明した。

政府は、復興関連基金事業における使用見込みのない余剰金等については、国庫返納を要請するなど資金を有効活用するとともに、復興交付金事業の完了に伴う残余額等や一括配分の効果促進事業における事業内容が未定の額については、基幹事業等への流用を一層進めるなど、適切に対処すべきである。

## 7 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施について

厚生労働省は、認可外保育施設に対する立入調査を年1回以上実施することを地方公共団体に求めているが、平成29年4月に全国初の認定取消を受けた姫路市の認定こども園については、定員超過等の問題が発覚する以前の約2年間、同市の立入調査が行われていなかった。また、27年度の立入調査が行われ、このうち事業所内保育施設に対する調査の実施率は全国で41%にとどまり、東京都では1%と低調であるなど、自治体間で調査の実施状況に大きな差が見受けられることが審査の中で明らかとなった。

政府は、地方公共団体の認可外保育施設に対する立入調査が不十分な原因を分析して、年に1回確実に実施されるよう指導し、地方公共団体の監督体制構築への支援を行うとともに、保育の量的拡大によって保育の質が低下することがないように適切に監督し、必要な対応策を講ずべきである。

## 8 雇用保険二事業における執行率が低調な事業の見直しについて

厚生労働省は、事業主が負担する雇用保険料を基に、労働保険特別会計雇用勘定に雇用安定資金を積み立て、これを財源として、雇用保険二事業を行っている。雇用保険二事業は、PDCAサイクルによる事業の目標管理を行うとされており、事

業の執行状況について全省的な検証が不十分であるとして、平成27年6月に本委員会が措置要求決議を行ったにもかかわらず、同事業における雇用関係助成金の27年度予算の執行率は61%であり、当該助成金に係る事業の中には、執行率が1割に満たないものが複数あることなどが審査の中で明らかとなった。

政府は、中小企業等の利用者に資するよう事業の見直しを不断に行うとともに、執行率が低調な事業は廃止するなど、執行状況に見合った予算規模とすべく、目標管理を一層厳格に行った上で、効率的かつ効果的に予算を執行すべきである。

## 9 漁港施設の不適切な維持管理について

水産庁は、都道府県及び市町村に対して、漁港施設の維持管理のための補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、5漁港において、機能保全計画に基づく漁港施設の機能保全工事が実施されていないこと、187漁港において、漁港台帳に添付すべき施設情報が漁港漁場整備法の定めにもかかわらず適切に保存されておらず、維持管理に活用できない状況となっていたことなどが明らかとなった。

政府は、機能保全計画に沿って適切な工事を行うよう、都道府県及び市町村に対して指導するとともに、漁港施設における機能保全対策の実施状況や施設情報の保存・活用状況を十分把握し、効果的かつ効率的な維持管理が行われるよう万全を期すべきである。

## 10 博多駅前道路陥没事故を踏まえた地下工事の安全確立について

平成28年11月、福岡市営地下鉄七隈線の延伸工事に伴い、博多駅前道路において大規模な陥没事故が発生し、事故現場付近の上下水道やガス管等の設備も破損するなど、市民生活に大きな影響が生じた。同事故を受けて国立研究開発法人土木研究所に設置された検討委員会は、29年3月、地盤の強度や厚さが均一でなかったこと及び地下水圧に対する安全性が不十分であったことなど、様々な要因が複合的に作用し陥没に至った可能性が高いとの報告書を公表した。

政府は、地下に埋設されているインフラ施設等の工事における安全技術の確立及び関係機関等との情報共有を図るなど、再発防止及び各種工事の安全性の向上に一層取り組むべきである。